

はじめに

だれでも幸せに、よりよい毎日を過ごしたいと願っています。しかし、戦争によって大切な家族や家をうしなう人がいます。環境の変化により、消えていく動物たちがいます。差別によって、平等なあつかいをされない人たちもいます。なぜこのようなことが起きるのでしょうか？世界の国ぐには、協力してこのような問題を解決しようと、さまざまなりきめをつくりつづけています。「平和」「環境」「人権」、わたしたちの未来を守るための条約です。

これらを知り、学ぶことで、わたしたちがこれからするべきこと、めざすべき未来が見えてくるはずです。どうしたら自分も、世界の人びとも幸せにくらせるのか。条約を糸口にして、もう一度考えてみませんか？

中央大学法学部教授

えんどうけんいちろう
遠藤研一郎

「国際条約」ってなに？

戦争をふせぐ。
絶滅しそうな生き物の命を守る。
地球環境を守る。
すべての人間の権利を守る。

これらのことばは、
ひとつの国だけががんばっても
実現はできません。

だから、
国と国、または国と国際機関との
あいだで約束をむすんで、協力する。
——それが「国際条約」です。



もくじ

はじめに	2
すべての人がもっている人権ってなんだろう	4
世界じゅうの人に関わるきまりごと —— 世界人権宣言	6
世界じゅうの難民を保護する —— 難民条約	8
コラム① 難民とはどういう人？	10
子どもも自分の意見をもった存在 —— 子どもの権利条約	12
ほかの国に連れられた子どもを守る —— ハーグ条約	14
女子への差別をゆるさない —— 女子差別撤廃条約	16
障がい者の人権や自由を守る —— 障害者権利条約	18
特定の集団への迫害・暴力をゆるさない —— ジェノサイド条約	20
人種がちがっても人はみな平等である —— 人種差別撤廃条約	22
コラム② LGBT ってどんな意味？	24
健康で安全に働くためにつくられた 労働者を守る条約①	26
保護や配慮が必要な人を守る 労働者を守る条約②	28
人権条約・年表 条約・協定・憲章・議定書のちがい	30
さくいん	31

該当するSDGs

- 3 すべての人に健康と福祉を
10 人や国の不平等をなくそう

- 5 ジェンダー平等を実現しよう
16 平和と公正をすべての人に

※ SDGsとは、国連が、よりよい未来をつくるためにつくった17項目の目標です。

すべての人がもっている 人権ってなんだろう



2022年9月、フランスのパリで、イランのイスラム独裁政権と、女性の権利に対するこうぎ活動がおこなわれました。

人権とは

「人権」は、すべての人が生まれながらにてもっている基本的な権利や自由のことです。生きる権利や自分の意見をいう権利、平等で公正な扱いをうける権利などがふくまれます。

人権は、人がどのような背景や特徴をもっていても同じように大切にされるべきだと考えるルールのようなものです。たと

えば、学校で勉強する権利や、好きな本を読む権利、好きな仕事を選び、働く権利、友だちと遊ぶ権利なども人権の一部です。

人権は、みんなが平等で幸せな生活を送るために基本的なルールや原則なので、大事にし、ほかの人たちの権利も尊重することが大切です。政府や社会も、人権を守るために法律や制度をつくり、すべての人に共通する大切な価値観の一部として考えています。

世界人権宣言

全世界の人びとの人権を尊重するための基本的な事項、人権を保障するための目標や基準は、国連が1948年に採択した「世界人権宣言」に定められています。たとえば、生きる権利、平等である権利、宗教や集会などの自由、公正な裁判をうける権利、教育をうける権利などがかかげられています（6ページ参照）。また、この世界人権宣言をもとに、「人種差別撤廃条約」、「女性差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」、「子どもの権利条約」などのさまざまな条約が、人びとの人権を守るために定められています。世界人権宣言やそれをもとにした条約などの内容を理解し、広めていくことが、わたしたちひとりひとりの人権を尊重し、守ることにつながります。

憲法と人権

ひとつの国に住む人びとが、一緒に社会をつくっていくためには、国民が基本的な価値観を共有し、共通のルールがつくられなければなりません。そして、つくられたルールには、国家権力もしたがわなければなりません。権力をもった人がルールを無視して自分勝手に政治をするではなく、権力をもった人もルールに制限されます。そして、そのルールの頂点に立つのが「憲法」です。國家があるところには、かならず憲法があります。憲法では、かならず人権が保障されています。國家の力を制限し、人権を保障することが、憲法の目的だからです。たとえば、日本国憲法では、「表現の自由」「信教の自由」「法の下の平等」などが保障されていますが、これらは、わたしたちが

世界の人権問題

日本をはじめとする世界ではいまも人権問題が存在しています。LGBTや、「少数民族」とされる人への差別、戦争の勃発、黒人差別、政府による発言の規制、女性への暴力、環境の変動による貧困地域での健康被害といった問題ががそれです。また、身近に存在する人権問題には、いじめや体罰、虐待といった子どもをまきこんだものもあります。



オーストラリア大陸の先住民であるアボリジニ民族も差別されてきた（22ページ参照）。

自由で平等な社会を実現するために、必要不可欠なものです。

同時に、人権についての意識や内容は、時代や社会の変化により新しくなる部分もあります。この場合、憲法は、新しく起きた問題に対応しながら、新たな人権を尊重するために進化する必要があります。人権の国際化も、そのひとつです。



世界じゅうの人に関するきまりごと

世界人権宣言

世界は、第二次世界大戦での、人種差別や大量殺戮、人権の侵害などの経験をふまえて、人権が保障されることが世界平和につながるという考えにたどりつきました。これを背景に「世界人権宣言」がつくられました。

世界人権宣言と国際人権規約

5000万人以上の死者が出た第二次世界大戦の惨状をくり返すことのないよう、1948年に採択された世界人権宣言は、世界じゅうのすべての人は平等で、ひとりひとりが同じ権利をもつとし、基本的人権の尊重の原則（市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野などのさまざまな権利をふくむ）を定めました。ただ法的な拘束力はありません。そこで、その理念をより現実的なものとするため、1966年に、国際人権規約がつくられました。国際人権規約をむすんでいる国では、人種や宗教による差別や暴力などが法的に禁止されます。

人権デーと人権週間

世界人権宣言がフランス・パリで採択された12月10日を「人権デー」、12月4日～12月10日を「人権週間」と定め、この期間に、さまざまな団体が人権啓発運動を強化しておこなっています。たとえば、日本の法務省の人権擁護機関では、人権問題についての動画配信をはじめ、さまざまな活動をおこなっています。



カナダのトロントで、人権週間に女性の権利をうったえる人びと。

世界人権宣言の内容

世界人権宣言では、人びとの人権を守るために、以下の内容が定められています。

- | | | | |
|------|--------------------------|------|---------------------------|
| 第1条 | 生まれながらにして自由である | 第16条 | 自由に結婚、離婚ができる |
| 第2条 | だれも差別されるべきではない | 第17条 | 財産をもつことができる |
| 第3条 | 安心して暮らす権利をもつ | 第18条 | 思想・良心・宗教は自由である |
| 第4条 | 奴隸のように働かされるべきではない | 第19条 | 自由に意見をいい、意見をうける権利をもつ |
| 第5条 | 非人道的な拷問をうけることはない | 第20条 | 自由に集まり、団体をつくる |
| 第6条 | みんなが法のもとで人として認められる | 第21条 | 國の政治に参加できる |
| 第7条 | 法律はすべての人に平等である | 第22条 | 困ったら社会に助けを求められる |
| 第8条 | 権利がうばわれたら、とりもどせる | 第23条 | 仕事を自由に選び、働く権利をもつ |
| 第9条 | 勝手な理由でつかまつたり、追い出されたりされない | 第24条 | 休む権利がある |
| 第10条 | 公平でうそのない裁判をうけられる | 第25条 | 生活ができなくなったら保障をうけられる |
| 第11条 | 裁判で有罪になるまでは、無罪としてあつかわれる | 第26条 | 教育をうける権利がある |
| 第12条 | 干渉されず、名誉や評判を傷つけられない | 第27条 | 文化を楽しみ、科学の進歩とその恵みをうけられる |
| 第13条 | 自由にどこにでも住める | 第28条 | この宣言を実現する権利をもつ |
| 第14条 | 他の国に助けを求める、逃げられる | 第29条 | 他人の自由と権利を守る義務がある |
| 第15条 | ある国の国籍をもつ権利がある | 第30条 | 権利や自由は、それを破壊するために使うものではない |

国際人権規約の内容

国際人権宣言を条約化した国際人権規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約、社会権規約）」と「市民的および政治的権利に関する国際規約（B規約、自由権規約）」のふたつに分類されます。

A規約では、労働、安全で健康的な生活の確保、科学技術の利用、自由な移動、文化的なイベントへの参加の権利などが定められています。教育や医療などの基本的なサービスを利用する権利も保障されています。

B規約では、生命、自由、安全に対する権

利、選挙に参加する権利、公正で公平な裁判手づきをおこなう権利、言論や信仰の自由などが保障されています。また、拷問や不当な逮捕や処罰、奴隸、強制労働、人種差別をあおるへイトスピーチといった行為を禁止しています。国際人権規約は、これらの権利と自由を尊重して、守りつづけていくために、締約国に対しても一定の責任を負わせています。各締約国は報告書を提出し、自国内での人権の状況や進捗状況について、国際的な監視をうけることとなります。国際社会全体で人権の普遍性を確認し、尊重することで、だれもが平等である世界をめざしています。